広告･宣伝出演等に関する誓約書

　[出場選手・役員の名前]（以下「大会参加者」という）は、公益財団法人　日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という）に対して、以下のとおり誓約し、本書が大会参加者及びJPCとの契約を構成することに合意する。

1. （許されない広告･宣伝）

　大会参加者は、東京2020パラリンピック競技大会（以下「本大会」という）開会式の7日前から閉会式の3日後までの期間（2021年8月17日から、2021年9月8日までをいう）、パラリンピック関連スポンサー以外の者が行う以下の広告･宣伝に出演し又はその肖像を使用させない。

* + 1. パラリンピックをイメージさせる広告･宣伝
    2. 大会参加者への応援、お祝い等のメッセージと共に商品、サービス又は企業の名称を表示する広告･宣伝
    3. その他ATHLETE SPONSORSHIP AND ADVERTISING GUIDELINES FOR THE TOKYO 2020 PARALYMPIC GAMESで禁じられる広告･宣伝

1. （報告等）

　大会参加者は、前条(a)乃至(c)のいずれかの広告･宣伝（以下「アンブッシュマーケティング」という）に、その名前又は肖像が使用されているのを発見した場合、速やかにJPC及び組織委員会に報告し、かかるアンブッシュマーケティングを排除するために必要な手段を講じ、JPCによる調査、取締に協力する。

1. 大会参加者が締結する契約

　大会参加者は、企業その他団体に対し、その氏名または肖像の使用に関して契約を締結する場合には、当該契約の相手方がアンブッシュマーケティングを行わない旨の条項を当該契約に定めるようにする。

1. 通常の広告･宣伝出演

　大会参加者は、アンブッシュマーケティングに該当しない広告･宣伝に出演し又は肖像を使用させる場合、2021年5月15日までに、JPCに申請し、JPCの承認を得なければ当該広告･宣伝へ出演しない若しくは自身の氏名や肖像を使用させない。

1. 違反の効果

　大会参加者がこの覚書に違反した場合、大会参加者は、直ちにJPCの命じる必要な措置を講じるとともに、JPC及びスポンサー企業その他第三者に生じた損害を賠償する義務を負い、かつ本大会への出場資格を剥奪されることに合意する。

1. 期間

　覚書の有効期間は、本覚書の締結日から2021年12月31日までとする。

2021年　　月　　日

大会参加者（自署）

保護者/法定代理人/代筆者（自署）

（大会参加者名： 続柄：　　　　　　　）

（この署名を行った日に選手が未成年者である場合、または知的障がいの結果、大会参加者に責任能力がないとみなされている場合は、保護者または法定代理人が、障がいにより自署が困難な場合は、代筆者がこの欄に署名してください。）